

平成30年度

一般競争入札による  
市報きよせ広告枠  
売却に関する案内書

平成29年12月

清瀬市企画部秘書広報課

この入札案内書は、本件に係る入札公告（以下、「入札公告」という。）、地方自治法、地方自治法施行令、清瀬市公有財産規則、清瀬市契約事務規則及び清瀬市競争入札参加者心得のほか、本市が発注する契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下、「競争入札加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものです。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名及び数量 市報きよせへの広告掲載業務
- (2) 業務の仕様 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約を締結した日の翌日から平成31年3月31日まで
- (4) 最低売却価格 年額890,000円（税抜）
- (5) 入札担当部署等
  - (所在地) 〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地
  - (担当部署) 清瀬市企画部秘書広報課広報広聴係（清瀬市役所本庁舎2階）  
電話042-497-1808（直通）
  - (責任者) 清瀬市長 渋谷 金太郎

## 2 一般競争入札参加資格

個人及び法人（市内に在住・在勤又は事務所・事業所等の有無を問いません。）の方で、告示日において、次のすべての要件を満たしている者とします。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する職員ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (3) 清瀬市契約事務規則（昭和61年4月1日規則第4号）第3条の規定に基づく資格停止期間中である者ではないこと。
- (4) 清瀬市指名競争入札参加者指名停止基準（平成5年7月1日市長決定）に基づく指名停止期間中である者ではないこと。
- (5) 一般競争入札参加申込みに必要な書類を提出した者
- (6) 本入札案内書に定める事項及び法令等を遵守する能力を有する者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及び当該団体の役職員又は構成員ではないこと。
- (8) 清瀬市暴力団排除条例（平成24年清瀬市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等並びに暴力団経営支配法人等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。

- (10) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (11) (7) 及び (8) に掲げるものから委託を受けた者並びに (7) 及び (8) に掲げるものの関係団体ではないこと。
- (12) 広告代理業を営む者で、過去2年以内に2件以上の国、地方公共団体又は民間企業と広告代理に係る契約を締結し、業務の履行実績を有する者であること。

### 3 競争入札参加申請及び仕様書についての質問書の提出期間、場所及び提出方法

競争入札加入者は、別添の一般競争入札参加申請書（様式1）及び清瀬市暴力団排除条例にかかる誓約書（様式2）、過去2年以内に2件以上の国、地方公共団体又は民間企業と広告代理に係る契約を締結し、業務の履行実績を有することを証する書類（契約書の写し、発注者からの履行証明証等）を、次の各号に掲げる期間・場所に直接又は郵送により提出してください。また、仕様書についての質問がある場合についても質問書（様式3）により同様に提出してください。

- (1) 提出期間（申請） 平成29年11月9日（木）から平成29年11月15日（水）  
午後4時まで
- (2) 提出期間（質問） 平成29年11月9日（木）から平成29年11月17日（金）  
午後4時まで
- (3) 提出場所 〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地  
清瀬市 企画部 秘書広報課 広報広聴係（清瀬市役所本庁舎2階）  
電 話 042-497-1808（直通）

市は、一般競争入札参加申請書を受領後、参加資格審査を行い、速やかに一般競争入札参加資格審査結果通知書を送付します。なお、質問書の回答については、平成29年11月21日（火）までに送付します。

### 4 入札保証金

清瀬市契約事務規則第9条第2項第2号の規定により、入札保証金は免除します。

### 5 入札

- (1) 入札及び開札の日時 平成29年12月4日（月）午後1時30分
- (2) 入札及び開札の場所 〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地  
清瀬市健康センター2階第2会議室（清瀬市役所本庁舎北側）

※受付は、平成29年12月4日（月）午後1時から行います。

※入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、御注意ください。

※車での御来場は、御遠慮ください。（収容台数が少ない本庁舎駐車場で入庫待ちをされた場合、入札開始時刻に間に合わないおそれがあります。）

※入札参加者以外は入札（開札）会場への入場はできませんので、御了承ください。

※入札（開札）会場への入場は、会場のスペースの関係上、各社（者）2名までとさせ

ていただきます。

## 6 入札方法

- (1) 入札書は、当日持参してください。郵送による入札は行っておりません。
- (2) 入札に参加される方は、所定の入札書（様式4）に必要事項を記載し、記名押印の上、法人名（個人の方の場合は、氏名）を記載した封筒に封入し、入札時に入札箱に投函してください。
- (3) 代理人（従業員の方も含む。）の方が入札される場合は、委任状（様式5）が必要となりますので、必要事項を記載し記名押印の上、入札書投函時に別に提出してください。
- (4) 投函した入札書の手換え、引換え又は撤回はできませんので、十分ご注意ください。

## 7 入札金額

入札金額は、日本通貨による表示とし、別紙仕様書に記載の業務を執行するために見積もった年間当たりの価格を税抜きで記載して入札してください。

契約金額は、入札書に記載された金額に契約締結日に適用される消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83に規定される消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、その端数金額を切り捨てるものとする。）とします。

## 8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
- (2) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書による入札
- (3) 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 入札者の記名押印のない入札書による入札
- (6) 要領が不明確な入札書による入札
- (7) 入札に関し不正の行為があった者の入札
- (8) その他、この入札案内書で指定した以外の方法により入札した者の入札

## 9 落札者の決定方法

落札者は、最高金額の入札をした者とします。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。同価の入札をした者はくじ引きを辞退することはできません。

## 1 0 契約保証金

清瀬市契約事務規則第48条第2項第3号の規定により、契約保証金は免除します。

## 1 1 契約に関する事項

- (1) 契約書の作成においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札の決定を受けた日から5日以内（落札者が遠隔地にある等特別の理由がある時は、契約締結者が別に定めた期日まで）に契約書の取り交しを行うものとします。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 本契約は、契約の相手方とともに契約書を記名して押印しなければ、確定しないものとします。
- (4) 清瀬市は、落札者又は交渉により契約の相手方となることを約した者が契約を締結しない時は、契約希望金額（年額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

## 1 2 契約条項

別紙契約書（案）、清瀬市契約事務規則等による。

## 1 3 その他必要な事項

競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとします。